



出採捕者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

**2 農林水産大臣は、特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種水産動植物等取扱った届出採捕者は前項に規定する勧告を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該届出採捕者は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものである。**

**第八条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から一週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者を含む。)が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。**

**一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名**

**二 事務所又は事業所の所在地**

**三 取り扱う特定第一種水産動植物等の種類**

**四 その他農林水産省令で定める事項**

**二 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更(当該届出に係る事業の廃止を含む)があつたときは、その日から二週間に以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。**

**(特定第一種水産動植物等に係る通報)**

**第九条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物等が漁業法その他の関係法令に違反して採捕された疑いがあると思料するときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に通報するように努めなければならない。**

**(輸出の規制)**

**第十条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、当該特定第一**

種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物)が次の各号のいずれかに該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書(以下「適法漁獲等証明書」という。)を添付してあるものでなければ、輸出してはならない。

**一 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと。**

**二 輸入・養殖水産動植物等であること。**

**三 農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に申請をしなければならない。**

**(特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出)**

**農林水産大臣は、第一項に規定する勧告を受けて届出採捕者は前項に規定する勧告を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該届出採捕者は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。**

**第八条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から一週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者を含む。)が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。**

**一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名**

**二 事務所又は事業所の所在地**

**三 取り扱う特定第一種水産動植物等の種類**

**四 その他農林水産省令で定める事項**

**二 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更(当該届出に係る事業の廃止を含む)があつたときは、その日から二週間に以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。**

**(特定第一種水産動植物等に係る通報)**

**第九条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物等が漁業法その他の関係法令に違反して採捕された疑いがあると思料するときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に通報するように努めなければならない。**

**(輸出の規制)**

**第十条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、当該特定第一**

機関により発行された証明書その他の農林水産省令で定める書類を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

**第四章 雜則**

**(立入検査等)**

**第十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所、船舶、車両若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは特定第一種水産動植物等若しくは特定第二種水産動植物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。**

**第十三条 農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。**

**第一項の規定による立入検査の権限は、犯規捜査のために認められたものと解してはならない。**

**(権限の委任等)**

**第十四条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。**

**(経過措置)**

**二 前項の規定により適法漁獲等証明書の再交付を受けた後において亡失し、又は滅失した適法漁獲等証明書)を、農林水産大臣に返納しなければならない。**

**一次項の規定により適法漁獲等証明書の効力が取り消されたとき。**

**二 前項の規定により適法漁獲等証明書の再交付を受けた後において亡失し、又は滅失した適法漁獲等証明書)を、農林水産大臣に返納しなければならない。**

**一次項の規定により適法漁獲等証明書の効力が取り消されたとき。**

**二 前項の規定により適法漁獲等証明書の再交付を受けた後において亡失し、又は滅失した適法漁獲等証明書)を、農林水産大臣に返納しなければならない。**

**二 前項の規定により適法漁獲等証明書の再交付を受けた後において亡失し、又は滅失した適法漁獲等証明書)を、農林水産大臣に返納しなければならない。**

**二 第七条第三項の規定による命令に違反したとき。**

**三 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。**

**四 第十二条第一項の規定に違反したとき。**

**五 第十二条第一項の規定による報告若しくは物の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。**

**六 第十二条第一項の規定による届出を行った場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。**

**第七章 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人は対して各本条の罰金刑を科する。**

**附 則 抄**

**(施行期日)**

**第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。**

**(経過措置)**

**二 第二条第一項及び第四項の農林水産省令を定めようとするときは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、水産政策審議会に諮問することができる。**

**三 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行ふ者であつて、施行日以後において自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの(その所属する団体が当該者に代わってこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体)は、施行日の六月前の日から施行日の前日までの間において、第三条第一項の規定の例により、農林水産大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同項の規定による届出**

**二 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつた場合には、施行日前においても、第三条第一**

**2 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつた場合には、施行日前においても、第三条第一**

二項の規定の例により、当該届出に係る番号を当該届出をした者に通知することができる。この場合において、その通知を受けた者は、施行日において同項の規定により通知を受けたものとみなす。

**第四条** 第四条から第六条までの規定は、施行日以後に採捕される特定第一種水産動植物及びこれらを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等について適用する。

**第五条** この法律の施行の際現に特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行っている者についての第八条第一項の規定の適用については、同項中「その事業の開始の日から二週間以内に」とあるのは、「この法律の施行の日から一月以内に」とする。

**第六条** 適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者は、施行日前においても、第十条第二項の規定の例により、その申請を行うことができるのである。

**第七条** 農林水産大臣は、前項の申請があつた場合は、施行日前においても、第十条第三項の規定の例により、適法漁獲等証明書の交付を行うことができる。この場合において、その交付を受けた者は、施行日において同項の規定により交付を受けたものとみなす。

**第八条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(検討)

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八  
(施行期日)  
号) 抄

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則** (令和六年六月二六日法律第六六  
(施行期日)  
号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第三条及び第八条の規定 公布の日  
二 略  
三 附則第五条第二項及び第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日  
(経過措置)

**第三条** 農林水産大臣は、第二条の規定による改正後の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(以下「新流通適正化法」という。)第二条第一項第二号イ及びロの農林水産省令を定めようとするときは、施行日前においても、同条第九項の規定の例により、水産政策審議会に諮問することができる。  
(政令への委任)

**第八条** 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。